次のとおり一般競争入札(事前審査型制限付き一般競争入札)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和4年5月18日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名 和歌山市教育情報ネットワークシステム等賃貸借
- (2) 委託番号 183
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約日から令和9年8月31日まで
- (5) 入札参加形態 単体
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 本件契約に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。
- (3) 本件契約に係る競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格を確認する資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から本件契約に係る入札(開札)の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく 排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)がなされている者にあっては同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。)に、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあっては同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定後に、それぞれ和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- (6) 本公告の日現在、和歌山市契約規則(平成15年規則第83号)及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。
- (7) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者であること。
  - ア 資格者名簿に登録されている本店(主たる営業所)の所在地が和歌山市内であること。
  - イ 資格者名簿に登録されている支店等(受任営業所又は業務委託調書に記載の営業所をいう。)の所在地 が和歌山市内であること。ただし、本公告の日以前に和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書 」を届出済みであること。
- (8) 資格者名簿において、和歌山市と取引を希望する業務委託営業種目として、大分類が「賃貸借(業務委託 大分類コード1414)」、小分類が「パソコン及び周辺機器(業務委託小分類コード04)」の登録がさ れている者であること。
- (9) 保守、点検、修理等のメンテナンスについて、迅速に対応することができる体制を整備していることを証明した者であること。
- (10) 本件契約に係る物件について、仕様書に示す特質等を有することを証明した者であること。
- (11) 本件契約に係る物件について、第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物件を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。なお、 当該第三者として貸付けようとする者は、本件契約に係る入札に自ら参加することができない。
- (12) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の

資格を取得している者であること。

(13) 次に掲げるいずれにも該当する契約を履行した実績(本公告の日現在、履行中のものを含む。)を有する者であること。ただし、発注者と直接的に契約を締結したものに限る。

ア 国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注した契約であること。ただし、これらの機関との契約が無い場合は、民間事業者の発注した契約でも可とする。

イ パーソナルコンピュータ等のクライアント機器又はプリンタ、複写機等のクライアント機器における周 辺機器の賃貸借及び保守に係る契約であること。ただし、契約期間が複数年であるものに限る。

- 3 入札手続等
- (1) 担当部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部調達課業務契約班 電話番号 073-435-1033

(2) 契約条項を示す期間及び場所

期間 本公告の日から本件契約に係る入札(開札)の日までの午前9時から午後5時まで ただし、休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日 及び土曜日をいう。以下同じ。)を除く。

場所 上記3の(1)に同じ。

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和4年6月1日(水)までの午前9時から午後5時まで ただし、休日等を除く。

場所 上記3の(1)に同じ。

方法 持参、郵便又は信書便(提出期間内に到着したものに限る。)によるものとし、電送によるものは 受け付けない。

(4) 入札説明書、仕様書等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/

(5) 入札 (現場) 説明会

開催しない。

(6) 入札 (開札) の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時 令和4年6月15日(水) 午後2時20分

場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 東庁舎4階 入札室

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

- 4 その他
- (1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

不要である。

(6) 最低制限価格の設定

無し

(7) 契約書作成の要否 必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) 手続における交渉の有無

無し

- (10) 欧州連合の供給者の入札への参加に関する事項
  - ア 本件契約に係る入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号。以下「特例政令」という。)の適用を受けるものである。
  - イ 特例政令に規定する欧州連合の供給者にあっては、上記2の(6)及び(7)に掲げる要件を満たすことを要しない。
  - ウ 特例政令に規定する欧州連合の供給者であって、資格者名簿に登録されていない者が本件契約に係る入 札への参加申請を行おうとする場合は、入札参加資格審査申請書(欧州連合供給者用)(以下「審査申請 書」という。)及び入札参加資格審査確認資料(以下「審査確認資料」という。)を提出すること。
  - エ 審査申請書及び審査確認資料の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和4年5月31日(火)までの午前9時から午後5時まで ただし、休日等を除く。

場所 上記3の(1)に同じ。

方法 持参、郵便又は信書便(提出期間内に到着したものに限る。)によるものとし、電送によるものは 受け付けない。

- (11) 本件契約に係る入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (12) 契約に係る特約事項

本件契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり上記1の(4)の期間にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る和歌山市の歳出予算が減額又は削除があった場合は、本件契約を解除することがある。

(13) その他

入札説明書に示すとおり